

平成27年1月9日

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎省吾 殿

〒150-8001

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

日本放送協会

営業局長 松原洋



回 答 書

2014年（平成26年）12月12日付け質問書における貴法人のお尋ねに対して、以下のとおり御回答申し上げます。

1. 申入事項1について

貴重なご意見を賜りありがとうございました。

当協会の考えは、平成26年10月2日付け回答書により御回答申し上げましたとおりです。

2. 申入事項2について

平成26年10月2日付け回答書より御回答申し上げましたとおり、東京高等裁判所平成25年10月30日判決（同庁平成25年（ネ）第4466号）、東京高等

裁判所平成25年12月18日判決（同庁平成25年（ネ）第4864号）、東京高等裁判所平成26年1月23日判決（同庁平成25年（ネ）第5789号）、東京高等裁判所平成26年6月12日判決（同庁平成26年（ネ）第873号）等の判例は、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」といいます。）4条1項に基づき、放送受信契約が受信機の設置の日に遡って効果を生ずることを認めております。

受信機を設置した者は、放送法64条1項に基づいて契約締結義務を負い、かつ、当該受信機は設置の日から当協会の放送を受信可能な状態にあるのですから、受信規約4条1項は、受信者設置者である消費者に一方的に不利益な義務を課すものではないと考えております。また、このような取扱いは、受信料は受信機設置者が公平に負担すべきであるという放送法の理念にも合致するものと考えております。

3. 第3について

解約の取り扱いについては引き続き丁寧な対応に努めてまいります。貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

4. 第4について

貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

以 上